

地域安全についての集約(案)

【現状】

(1班)

新宿区は、歴史と伝統と活力を備えたまちである。そこには、そのなかで住み、働く人々によって形成され、護られてきた生活環境がある。これを護り、向上させていくことは、先人からこのまちを受け継いで新宿区に住み、働き、集い、憩うすべての人々の責務である。経済成長に伴う人口の東京への一極集中は、新宿区的生活環境にも急激で大きな変化とひずみをもたらした。

新宿区は、区民の安全な生活を確保するため、“新宿区民の安全・安心の推進に関する条例”（’03.6月）の制定など、区民と共に、諸施策を実施してきた。しかし、価値観の多様化にともなう人々（住民・企業・行政）のモラルの低下やルール無視、マナーの欠如などから、安全・安心・快適な生活環境を護るため或いは生活環境の改善のためには大きなエネルギーの投入を余儀なくされ、生活環境改善の効果は不十分な現状である。

生活環境の悪化は、そこに住み、働き、集う人々の日常生活を荒廃させ、ひいては犯罪の多発、地域社会の衰退といった深刻な事態にまでつながりかねない。

この現状を踏まえ、新宿区に関わるすべての人々が総力を挙げて、安全で安心、快適な都市環境づくりに取り組むときであり、区や区民や事業者などすべての人々の主体的かつ具体的な行動を通じて生活環境を改善し、安全で快適な全国に誇れるまち新宿区づくりをめざしているのである。

新宿区は上記条例のなかで、

“私たちのまち新宿は、乗降客数日本一の駅、超高層ビル群、大規模な地下街や繁華街、さらには木造家屋の密集する地域も抱えており、ひとたび大地震や都市型水害に見舞われれば、大惨事にまで発展しかねない危険性を有している。

私たちには、自然災害や事故、犯罪がもたらす被害から新宿のまちを守り、このまちを誰もが安心して暮らすことのできるまちとして、後の世代に継承していく使命がある。この使命を果たすためには、区民、事業者及び区が、それぞれ自らの役割を自覚し、互いに連携、協働し合って、安全なまちづくりに取り組んでいかなければならない。ここに、私たちは、自立と助け合いの精神に基づき、誰もが安心して暮らすことのできるまち、訪れる人にとっても心から愛着の持てるまち新宿を、区民、事業者及び区が一体となって創造していくことを決意しこの条例を定める。”とし、区としての決意を表明している。

(2班)

- ・高齢化、少子化、核家族化、国際化が急速に進行しているが、新宿区として、今後の人口予測・人口構成など、区の将来の姿がきちんと描けていない。
- ・ハード（例えば、都市生活のインフラストラクチャー）およびソフト（例えば、区内には官民とりまぜて種々の組織があるが、機能・実績・存在などの情報）の整理も出来ていない。
- ・現状は、アイデンティティを失っている社会となっている。

(3班)

- ・行政の「地域安全」の施策（地域の防犯、震災、災害対策）や具体策（防犯・防災対策づくり、災害時活動体制、救護救援体制）が見えない。

(4班)

〔行政〕

- ・縦割り行政の弊害がハード面、ソフト面に顕著に表れている。
- ・災害弱者（言語の障害）などに対する、様々な問題が懸念されるが、十分な対応策が協議されていない。
- ・高齢少子核家族社会が急速に進行するにつれ、新住民と旧住民との関係が希薄化している現在、両者間にわだかまりが生じている。
- ・犯罪多発地域の中にある新宿区では、特徴的なシンナー、麻薬等の汚染、売春、不法滞在などが多発している。
- ・震、水害、大火、テロ等に対する住民の危機管理意識が低く、加えて行政がシミュレーションとおり機能するとは思えない。
- ・放置自転車、バイク、ゴミの不法投棄が後を絶たない。
- ・子供に対する犯罪（加害者、被害者になる可能性）、高齢者のひとり暮らし、監視カメラとプライバシー、外国人増加に伴う犯罪の増加

(5班)

・

(6班)

【行政に対すること】

●区の組織

- ・地域安全課の設置がされていない
- ・地域安全について現状の課題を部署に振り分けている
- ・施行計画の実行にあたっては、関係行政機関と協力をし、条例策定にあたっては、行間を整理し、曖昧語を排し、論旨が誰でも理解しやすいような具体的簡潔な文章を作っていない。

- 警察
 - ・防犯課→地域安全課に変わった
- 民生委員
 - ・名誉職
- 議員
 - ・活動が見えない

【区民が関わること】

- 基本認識
 - ・不安全だ
 - ・大久保はまちづくりではない、「まちこわれ」状態だ
 - ・きれいごとではない
- 町会
 - ・住民の安全をまもるところがない
- 防災訓練
 - ・多文化共生防災訓練
- 国勢調査
 - ・調査に協力しない人が増えた

- 社会的弱者（高齢者、障害者、外国人）
 - ・医療、保険、入管など、よろず相談する場所がない
 - ・駆け込み寺方の場所がない
 - ・一人一宗派

- ボランティア組織
(消防団、災害支援ボランティア、消防少年団、交通少年団、青少年委員会、社協など)
 - ・相互の顔がみえない
- 自警組織
 - ・パトロールが不十分
- NPO
- 番犬

【行政と区民】

- ・地域住民と行政が集落及びごく限られた区域を設けていない（文化、宗教、言語など）
- ・区報に掲載されている情報以外の入手が困難
- ・子ども安全ネットが想定したとおりに運用されていない

(7班)

- ①歌舞伎町及び西新宿などの繁華街を抱える新宿区は刑法犯認知件数（H17度上半期）において都内3位と高い。
- ②新宿所管内は犯罪多発地域となっているが、警察・行政・市民が一体となった犯罪抑止活動の「歌舞伎町ルネッサンス」が大きな成果をあげている。
- ③犯罪の発生箇所が特定地域から、新宿区全体に広がりつつある。
- ④行政は区民への安全講習会・安全マップ配布・幼児への防犯ブザー等広範な情報提供や防犯啓発活動を積極的に実施している。
- ⑤区民意識調査では、7割に人が不安を感じている。（平成17年度区民意識調査（速報版）より）
- ⑥地域安全の担い手が老人・主婦・商店会となっており、地域住民全体の取組みとなっておらず特定の人への人任せ。

【問題点・課題】

(1班)

【地域安全の要件】

1 人間的にのびのび生活できる快適なまち

交通の危険のないまち、歩道、路上障害物(違法駐車—自動車及び原動機付自転車・放置自転車・違法広告物—置き看板・ぼり旗・貼り札、電線地中化)、乱開発、緑と水辺/公園と広場の貧困、見守り・声かけ、雇用問題、社会の二極化(貧富の差)、障害者・高齢者対策(自立支援)町並み条例・建築基準の充実、緑の保全・育成

2 子供が元気に育つ環境を持つまち

子どもは社会の生き写し(心の荒廃……)、家庭、子育て、教育、教育委員会、生涯学習推進計画の策定(10数年間区としての計画がない。特に心の問題を基本にして幼児から高齢者まで対象に総合的・具体的に)、健全な環境の確保

3 犯罪のないまち

危険を感じる街、脱法ドラッグ、ホームレス、ひったくり、詐欺の巧妙化、痴漢、窃盗、安全環境整備(街路灯、防犯カメラ、警報装置、標語の掲示、防犯体制(パトロール等))、外国人犯罪多国籍化・凶悪化、歌舞伎町問題、不在交番

4 災害に強いまち

過密、自動車社会(自動車・道路・高速道路→自動車の社会的費用)、防災意識、防災体制(住民への周知・防災訓練・避難経路・避難所・避難場所)、防災無線システムの活用、老朽家屋の建替え、災害時の外国人への配慮、雨水利用

5 美化を心がけるまち

歩きたばこ・ポイ捨て、吸い殻・空き缶等(チューインガムのかみかす、紙くずも含む)、ごみの不法投棄、落書き、貼り札、チラシ、置き看板、屋上ネオン広告、愛玩動物の糞、ホームレス、公共の場所の清浄保持と管理者の責務(河川・道路・植栽、カラス、バリアフリー対策等)、整理・整頓・清掃・清潔の気持ち共有

6 安全持続システムを保有する新宿区

新住民と旧住民、町会と町会不参加住民、町会連合会の役割(重要性増す)、地域住民組織の連携、外国人登録者等と住民、外国人問題(雇用・教育・言語・住宅・医療(感染症の含め)・犯罪)、情報共有・伝達不足、柔軟な横断的行政組織—適切な計画—必要な施策の実施—評価と継続的見直し—迅速な行動

*「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」(‘96.12.6
制定、‘05.8.1施行) 環境土木部環境保全課環境推進係

*新宿区まちづくりグランドデザイン 一歩きたくなるまち新宿ー(‘05.6月)

1 こんな新宿にしたい

1-3 安全安心・潤いのまち新宿

- ・美しいまちなみをもったまち
- ・減災社会を実現できるまち
- ・水と緑の環と7つの都市の森があるまち

3 歩きたくなるまち新宿の実現に向けて

3-1 歌舞伎町からの再生

(2班)

・地域安全には、防災・防犯・防疫の3つの課題がある。

1) 防災

ハード：河川、交通機関、ライフライン、災害に弱い住宅、雑居ビルなどの問題がある。

ソフト：情報の伝達経路が明確になっていない。情報の伝達方法（特に外国人）も考えなければいけない。

地域における危機管理体制は、現状のままで良いのか再検討してみる必要がある。

2) 防犯

匿名性の強い都市の生活（例えば、各戸の表札が出ていないマンションも多い）は、都会に暮らす魅力であると同時に、犯罪に対して地域の目が行き届かない社会を生み出している。特に新宿区のように、流動人口が多く、様々な職業の人がいて、価値観や生活時間・生活様式が異なる住民が暮らしていると、地域における防犯性をどのようにしたら高めていくことができるのかが課題である。

3) 防疫

国際化に伴い、結核やエイズなど、様々な感染症（病気）が海外から持ち込まれている（実際に感染症を患い亡くなる外国人もいる）。日本人は、自分の日常生活が既に、そのような危険にさらされているという認識度が足りない。

・上記3つの課題の共通項として

村社会の「ゆい」「もやい」ではなく現代社会・都市社会の「ゆい」「もやい」と言った心の連携を得られる「ハートシステム」を創出することが望まれる。

(3班)

【問題点】

(施策や具体策があるならば)

- (1) それらが知らされていない、伝えられていない、見えていない。
- (2) 見えないために、区民が意識あるものの具体的な行動に移らない、移れない。

【課題】

- (1) 防犯体制づくり (地域の治安の良さ)
- (2) 災害時活動体制と救援救護体制づくり
 - * 防災区民組織、防災区民リーダー、避難場所運営、災害時弱者対策など
- (3) 1と2の具体策を考え、実行する「地区協議会」の活性化
 - * 認知度が低い (区民の多数が存在すら知らない)
 - * 構成メンバーは体制づくりに貢献できるのか。
- (4) 地区協議会を支える「町内会」の活性化
 - * 旧態依然たるメンバーと変わらぬ行動。
 - * 都会の匿名性を求めるマンション住民の意識と既存住民の意識とのギャップ解消。
 - * マンション住民の顔が見える仕組みづくり (消防訓練など)

(4班)

- ・ 行政＝縦割りなところ
- ・ 町会組織が旧態化してしまっていて十分に機能しきれていない。新旧住民の融合が図られていない。外国人登録者が増加傾向にあるが、行事等への参加・働きかけができてにくい。
- ・ 国レベルで考えるべき課題が新宿区レベルで身近に起こっている犯罪の実態と問題。
- ・ 実際に大災害が起きたときには、シミュレーションとおりに緊急連絡がいかないだろう。
- ・ 駐輪場が駅から遠いのか？利用料が高いのか？放置自転車・バイクが減らない。街の美化に影響する。
- ・ 人の心が荒廃し、他者への関心を示さなくなったことによって、社会的弱者（子供やお年寄り）への犯罪が増えているのではないか？外国人に対する言葉の壁により、注意・啓発がしにくく、その結果、微罪が増えていく可能性も？

(5班)

- ・ 町会が地域全体を網羅しているか。
- ・ 一部の人に任せている。

- ・各自の意識、関心が薄い。
- ・個人的にごみや道路のことを注意してもトラブルになることが多い。
- ・町会に加入していない人たちへ防犯や防災に関する情報をどう伝えるのか。
- ・町会会員の人とそうでない人という二極化にしないための努力をどうするのか。
- ・町会に一般住民が参加するものが少ない。
- ・街の緑化が必要ではあるが、場所によっては見通しが悪くなったりすることもある。
- ・生活の中で町会活動に参加する精神的余裕がない。(地域に戻れば休みたい、のんびりしたい。)
- ・何の権限もない町会が、区民の安全などに貢献していることを区長や担当部署は、しっかり把握すべきであり、区民から学ぶ姿勢をもつことが求められる。

(6班)

【行政に対すること】

- 区の組織
 - ・ 警察と区のすり合わせがない
 - ・ 職務範囲が決まっている
- 行政支援
 - ・ パトロールボランティアへの支援
- 警察・交番
 - ・ 不在交番の存在
 - ・ 巡回が少ない
- 民生委員
 - ・ きれい事しか言わない
- 議員
 - ・ 支持団体ばかりみている

【区民が関わること】

- 町会
 - ・ 機能していない
例 町会費未納 or 未徴収、回覧版なし、排他的
 - ・ 動員されるも外国人意識なし
 - ・ 町会その他の団体をフル活用していない
 - ・ (地域差はあるものの) 町会組織をとりまく環境の激変→高齢化、活動人口や加入率の減少、過度な行政からの期待に応えられない

●国勢調査

- ・オートロックシステムで門前払い
- ・調査員の待遇悪い

●社会的弱者（高齢者、障害者、外国人）

- ・多国籍化、凶悪化
- ・外国人の医療事情（保険資格、費用、ベッド不足）
- ・行政が絡むと本国強制送還されるので世話になりたくないとの意識
- ・区の財政問題？

●ボランティア組織

（消防団、災害支援ボランティア、消防少年団、交通少年団、青少年委員会、社協など）

- ・相互別々に活動している

●自警組織

- ・仕組みない

●NPO

- ・町会に変わるか？

●番犬

【行政と区民】

- ・防犯、防災情報伝達スピードが遅い→警察、区、出先、本人という連絡体制

(7班)

- ①行政の防犯対策は主として情報提供・活動資金援助などで、犯罪撲滅への積極的な施策が無い。
- ②行政での情報が一元化されておらず、利用しやすく活性化していない。
- ③相談窓口が単なる窓口機能であり住民とのパイプ役となっていない。
- ④現状の「人任せ安全」の担い手が、少子高齢化により担い手がなくなる。
- ⑤住民間のコミュニケーションが全く無い事により、全員参加による防災・防犯への地域安全活動が出来ていない。
- ⑥区民の多数は、安全・安心に不安を感じるが対策は人任せの他人事であり当事者意識がない。

【10年後のあるべき姿】

(1班)

- 人間的にのびのび生活できる快適なまち
- 子供が元気に育つ環境を持つまち
- 美化を心がけるまち
- 犯罪のないまち
- 災害に強いまち
- 安全持続システムを保有する新宿区

(2班)

- ・ 流動人口が多いのは、新宿区の大きな特徴。村社会的コミュニティを期待するのは非現実的。では、都市的コミュニティとは何なのか、現時点ではわからないが、多種多様な価値観や文化、生活様式をもつ人々が、自分らしく生きることができ、かつ、ゆるやかに地域ともつながっていけるような、そんな都市的コミュニティが理想である。
- ・ 10年後の新宿区は少子高齢化が一層進展し、多くの異民族、異人種が混住する社会と考えられる。外国人の流入で人口は膨らみ、都外から流入する昼間の人口も幾分増えることを前提に理想の都市的コミュニティを想定してみたい。犯罪の少ない、災害に強い人間尊重社会を地域住民が手を取り合って築き、守る平和な社会である。

1) 国際化と人口増に耐える災害に強い街

- ① ライフラインの防災強化と予備施設が強化されている（河川・地下水、水源林の保全、緊急代替エネルギー）
- ② 人間尊重の交通機関が整備されている（駅舎のバリアフリー化、自転車・自動車の規制、道路の拡幅、雑居ビルなどの再開発）
- ③ 情報伝達手段を全市民が共有している（危機管理情報、生活必需情報の共有）

2) 混住・国際化を止揚した新宿コミュニティ

- ① 混住地域社会の連帯が強化されている（地域愛、地域連帯愛をキーワードにしている）
- ② 混住地域の総合的社会教育がなされている（文化、健康・保健—特に感染症、職業、スポーツなど）
- ③ 従来の各種地域集団、同好会が新しく連帯したコミュニティに成長している。

3) 混住・国際化を止揚した防犯社会

- 地域アイデンティティが生まれ、国籍等に関係なく協働して安全な街づくり運動をしている。

4) 国際化の混乱をクリアした精神文化社会

○衣食住文化、心の文化などの葛藤・交流を通して築かれた国際都市新宿の暮らしの文化が生まれている。

(3班)

1 [行政は]

- (1) 行政のハード対策（狭い道路、古い建築物への対応等）が完成されている。
- (2) 災害時の情報伝達・通報システムが構築されている。
- (3) 災害時の「行動指針」（食料・水の確保、トイレ・避難場所等を含む）が完成されている。
- (4) 災害時の個人備蓄（食料・水・トイレ等）や共同住宅での備蓄に関する行政指導が完成している。
- (5) 中規模以上の共同住宅には、居住者名簿の作成や「地域協議会」への参加などの行政指導が出来ていること。

2 [住民は]

- (1) お互い顔の見えるネットワーク（横の連携、つながり）が構築済み
- (2) 日常の課題に取り組める区民組織、区民リーダーが育成済み
* 防犯、交通安全、環境（ごみ・美観）といった日常の問題を解決出来ずして非日常の地域防災時コミュニティづくりなど出来ない
- (3) 「自分たちのまちは自分たちで守る」意識が醸成済み
* 1と2が出来れば達成できる

(4班)

- ・担当部署を超え、地域住民の意向を反映させた地域安全策を行政として講じて欲しい。
- ・新しい町会（コミュニティ）の構築が図られ、住民相互の協力により地域安全を行っていく。
- ・新宿駅の東西通路の完成に合わせて、新宿駅東ロビルの改築を行い、きれいにする。そして駅ビルを核として新宿の象徴的建築物とする。これによって薬物の売買など犯罪の温床となっている新宿の街のイメージを一新できる。
- ・災害に強い街づくりを目指す。特に緊急車両の通行できる幹線道路の確保は最低限必要。
- ・街並み条例を制定して、グローバルな視点で美化に努めている。
- ・子育てをしながら働き続けることができる環境、助成が安心して出産できる社会環境ができれば、家庭環境が整い、子供たちを犯罪被害に巻き込まれない。高齢者に対しては、家庭だけでは不十分で、地域で見守る必要性。外国人犯罪を抑止するためには、まず相互理解を進めていく。小さいことを理解することで、犯罪が減少していくかも？

(5班)

- ・防犯対策として、防犯カメラなどハード面での整備がなされる。
- ・地域で過ごす年代層が多くなり、組織的に人材を活用していくことができる。
- ・都市型犯罪が多くなる中で、地域に心癒す場の確保が必要となる。
- ・健康で安全な快適な生活のために、環境への負荷の少ない循環型のスローライフ。

(6班)

【行政に対すること】

- ・地域に区職員が居住していれば地域への情報伝達、区の内情理解、中心的活動が速やかになる

(7班)

”安全で安心の地域、新宿”と、都内随一の安全・安心を誇る街となっている。

注) 都内随一と定義したことにより、定量的な目標値を設定する。

【改善方法】

(1班)

1. 「地域安全」における参画協働の定義づけ及び区、区民等、事業者等、議会、関係行政機関などの責務の明文化(政策立案、財政運営、施設維持、ソフト、労力……)
 2. 官で出来ること・民で出来ること・官でなくては出来ないこと・民でなくては出来ないこと(公助・共助・自助)
 3. 行政上の改善 地域安全推進の為に行政サイドがすべき協働
地域安全の観点から 一分かりやすく無駄のない区政の仕組み作り—
 - (1) 防犯・防災・環境・みどり・子育て・教育・青少年・障害者・高齢者・外国人等各問題についての、柔軟で横断的取り組みと、その為の透明性のある仕組み/組織作り
 - (2) 外国人の生活実態把握(雇用、住宅、教育、医療、女性問題…)→区独自の対応、東京都、国への要望
 - (3) 地域の高齢者・子どもの実態把握
 - (4) 「生活環境条例」(安全で快適な新宿区的生活環境の整備に関する条例)の早急な策定と施行の徹底。
- *「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」(H. 17. 8. 1 施行)の発展的改正
- (5) 情報の提供・共有化の充実と広報・普及啓発活動の徹底
 - (6) コスト削減・サービス向上、現場主義の導入(現状把握と問題点の把握・整理・対策・実行)及び事業評価の徹底
4. 区民等の改善
地域安全推進の為に区民サイドが出来る協働
 - (1) 区政についての自発的学習と参画及び区政についての具体的/体系的提言・評価
 - (2) 地域の連帯、町会加入率の向上
 - (3) 協働・参画時代における町連の役割再確認及び町連と地区協議会との関係確認
 - (4) ボランティア・NPO 活動の組織化
 - (5) 区民会議の活動継続への取り組み

(2班)

- ・組織の管理マネジメントを一元化する。
- ・新宿区の将来は外国人を抜きにしては語れない。その基本となる日本側(区役所、ボランティア団体、個人など)の人たちが、どこまで、外国人問題を含めて関心があるか疑問、実感のない人にとっては他人事という状況である。以下、外国人への対応を例に、今後の改善提案を記す。1)、2)は外国人独自のネットワークに着目した提案

である。3) は対処療法的な対応だけではなく、根本的な問題解決を計る必要があるという提案である。

- 1) 早朝、自宅の近くに救急車が止まり、間もなくレスキュー隊が到着した。警察官も駆けつけるなど、一時は大混乱となる事件が起きた。119 番通報で救急車が発動したが、扉の鍵がかかっているため救急車が入れなかったため、レスキュー隊が窓を壊して入り、中に倒れていたお年寄りを保護した。お年寄りは、病状も落ち着いていたので、結局、救急車は病人を乗せずに引き上げたが、倒れていた老人は韓国の人で、隣に娘夫婦が住んでいたが「在留」が切れているため出ることはできなかったとのこと。

早朝だったので気づいた人は近所の人だけだったが、携帯電話で連絡をとりあった韓国人たちは数多く集まっていた。彼ら／彼女らの人脈網ができていているということである。この人脈網を、うまく活用できないものだろうか。

- 2) 新大久保、百人町一帯を歩いてみると韓国の飲食店や、みやげ物店で溢れていることに驚かされる。その中で異色なのは、外国人を対象とした、キリスト教会やお寺がなんと多いことである。日本人の感覚では宗教から一步引く傾向が強くなるが、逆にこれらの組織の実態を理解し、参加してもらうことも重要と考える。

例えば、台湾の人たちが中心となって運営しているお寺には、時間がある限り出向いてお茶をご馳走になるようにしている。彼女たちが苦手としている日本の役所の手続きなどアドバイスしながら、逆にこちらで言葉が通じず困っている場合には、手伝いをしてもらっている。「ギブ、アンド、テイク」の精神は、意外と商売上手な華僑の人たちに受け入れられている。華僑の人たちは、華僑独特の言葉を持っているので、言葉に不自由ということはない。新鮮な情報は、外国人達の動きをいち早くキャッチし、動きにくい、役所に新鮮な情報を提供する資料ともなる。

- 3) 以前、タイ人の売春婦が大久保、百人町の路上に立ち、地域社会に与える影響は大変なものだった。大久保、百人町に居住する人たちにより、浄化運動が繰り広げられた。しかしこの地域からは売春婦の姿は減ったが、実は、彼女たちが別の場所に移ったにすぎないことを考えると、本質的な問題解決にはなっていない。

一例としては防衛大学校に在学するタイの留学生たちの協力を得て実態調査(新宿区だけではなく東京近県に及ぶ)し、タイの王妃に現状を直訴した。その結果、間もなくタイの上院議員 13 名が来日し、自国民の海外における対応の改善に重点が置かれるようになった。法務省東京入国管理局と駐日タイ大使館との連携により、かなりの人数が強制退去させられた。今年の夏もタイの警察官が、海外での実地訓練と称して来日し、彼ら独自の警備にあたって帰国した。

- ・知らないことは不安であるが、知ることで逆に不安になることも多々ある。国際交流、多文化共生という言葉が先行してしまうと、形に囚われ、本物が見えないという怖さがある。地域安全は、いかに、国籍に関係なく、隣人と挨拶できるか（言葉を交わせるか）により、子ども、国籍に関係なく、安心感を与えることにある。

目と目が合えば微笑むことも一種の挨拶である。日本語で「今日は」と声をかける勇氣はあるだろうか。井戸端会議に発展すればしめたものである。問題が起こっても知っている人がいれば、意外と落ち着くものである。人は自分にとって「利」があれば興味を示し、群がるものである。「地域安全」は国籍に関係なく、隣人を知るところから始まり、その輪が広がっていくことが重要と考える。その「利」をいかに形にしていくかが、今後の鍵である。

(3班)

- (1) 既存自治組織（町内会・自治会）の見直し、活性化
 - * 地区内防犯パトロール（警察・住民協働）の強化
 - * 地区内声かけ、挨拶運動を起こす
 - * 自警組織を強化、結団する
 - * 街灯の明るい商店街をつくる
- (2) 地区協議会の広報強化と構成メンバーの見直し
 - * 災害時の行動指針を作成し、演習をする。
 - * 災害時の区と区民の役割分担を明確にする
 - * 災害時の弱者の救護、救援体制をつくる
- (3) 災害時通報システムの見直しと強化

(4班)

- ・行政としては、具体的な政策を横断的に進めていくことが大切。
- ・新旧住民のわだかまりを取り除き、コミュニティの再構築を図っていく必要がある。外国人や大型マンションへの入居者などに町会加入の働きかけを行っていくべき。
- ・環境浄化に努める。一人一人に対する声掛け運動、街の美化（ブロークン・ザ・ウィンドウ）を勧め、犯罪を起こしにくい状態にする。
- ・実態に即した地域防災訓練を行う。普段、災害時の広報、啓発活動を行う。
- ・一人一人の良心に訴えるしかない。
- ・人と人との関わりを持つことが何より。命の大切さを再認識する。

(5班)

- ・町会以外の窓口として、地域安全委員のようなものの配置を考える。
- ・具体的にいろいろな取り組みをしている町会のことを多くの区民に知らせていく。

- ・町会同士での情報交換や区広報、ホームページで取り上げていく。
- ・防災アドバイザーがあるように防犯アドバイザーとして実践している地域の方を活用していく。
- ・地域安全をテーマとしたイベント～子どもをはじめ多くの住民が興味を持つ企画、町会役員の研修の場となるような面もあってもいい。
- ・地域にあるNPOとの交流、連携（その存在と活動内容の把握が先決でもある。）
- ・自分たちの町への誇り、いい意味での自慢ができるために、愛着がわく町づくり。そのためには、住んでいる人同士のつながりを考える。
- ・その時その時の住民の関心のあることを町会の取組む課題とすれば、接点もてる。
- ・防犯標語を町会員から募集し、その全部を町会掲示板に発表したことは、参加していることの意識や、防犯への関心が高まる結果となった。

(6班)

【行政に対すること】

◆ソフト

●組織

- ・縦割りでなく横割りの組織として地域安全課を作って欲しい
- ・地区担当係の設置

●条例

- ・生活環境安全条例の策定
- ・美化条例
- ・パトロールボランティアへの支援

●美化

- ・ブロークンウインドールール (NY)

●議員

- ・区民が喜ぶ活動、結果を求める

◆ハード

●道路

- ・歩道、車道の整備、自転車通路の整備

●街灯

- ・整備

●バリアフリー

- ・エスカレーター、エレベーターの整備

●駐輪場

- ・整備

- 電柱
 - ・電線地中化
- 標記
 - ・外国語の標記

- ◆財源
 - ・三位一体改革を進め、財源を確保

【区民が関わること】

- 基本認識
 - ・区民やNPOが参加できるものにする
- 町会
 - ・区民会議が地域組織を再建する
例 区職員を連れて行く
 - ・町内会どうしの交流をしていく
 - ・民間の御用機関ではない
- 社会的弱者（高齢者、障害者、外国人）
 - ・人間として扱う
 - ・よろず相談所を民間で設置する
 - ・駆け込み寺型の場所を作る 例宗教別
- ボランティア組織
 - ・互いの顔見える体制、連携

【行政と区民】

- ・行政と連携して、安全マップをつくる
- ・防災無線を用いる

（7班）

地域安全への提言（地域コミュニティが基盤として存在する事が基本）

- ①地域の安全・安心は行政・警察と連携し自ら守るとの、区条例を定め住民意識の改革を促す。
- ②行政は、上記区条例を定め、自らも単なる情報提供だけでなく、区条例主旨推進の為、専門官を置き本気で推進する。

- ③行政施策での10世帯単位のミニ防犯・防災ボランティアの積極的な倍増計画による育成・支援。
- 町内会単位では、大きすぎるので無関心で通せた区民が、ミニ町内会という小さな単位なので出ざる得ず、自ずと会話が始まる。
 - ボランティア人口防犯3000人、防災3000人計6000人（区人口の2%）。
- ④町内会別防災時行動マニュアルの作成。
- 上記ミニ町内会単位での役割分担・機能マニュアルをつくる事により相互支援が明確となり、地域住民意識が醸成される。
- ⑤上記マニュアルに基づく防災訓練の頻度を上げた（最低でも六ヶ月に一度）実施。
- 隣近所との頻度を上げた団体行動のより、自ずと地域コミュニケーションが活性化し地域住民意識が醸成される。

【その他】

(1班)

参考事例との比較引用・参照(資料集の項目等)

新新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例

(' 96. 12. 6 制定、 ' 05. 8. 1 施行)

⊕安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例

(' 04. 6. 25 千代田区条例第 53 号)

(区の責務)

新第 3 条 区は、この条例の目的を達成するため、空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止について、総合的な施策を推進しなければならない。

2 区は、空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止について、区民等、事業者及び土地所有者等に対して意識の啓発を図らなければならない。

⊕ 第 3 条 区は、安全で快適なまちを実現するため、具体的な諸施策を総合的に推進しなければならない。

2 区は、生活環境改善について区民等の啓発に努めるとともに、区民等による生活環境の整備の自主的な活動に対し、積極的な支援を行わなければならない。

3 区は、第 1 項に規定する施策の計画及び実施に当たっては、関係行政機関と協力し、密接な連携を図らなければならない

(区民等の責務)

新 第 4 条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を回収容器等に収納し、又は持ち帰ることにより、美化の促進に努めなければならない。

2 区内に居住する者は、自宅及びその周辺において、清掃活動の充実に努めなければならない。

3 区民等は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。

⊕ 第 4 条 区民等は、自宅周辺を清浄にする等、安全で快適なまちの実現に資するため必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 区民等は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、安全で快適なまちづくりの自主的な活動を推進するよう努めなければならない。

3 区民等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者(等)の責務)

- 新 第5条 事業者は、事業活動の中で、空き缶等の散乱の防止に心掛けるとともに、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めなければならない。
- 2 空き缶等の散乱の原因となる恐れのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、その散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事業者は、その従業員に対し、路上喫煙を行うことがないよう研修その他の適切な方法により、意識の啓蒙に努めなければならない。
 - 4 事業者は、自己の施設を利用する者に対し、路上喫煙を行うことがないよう区が実施する施策の周知のために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 たばこの製造又は販売を行う事業者は、区の求めに応じ路上喫煙対策に取り組むとともに、自主的に喫煙者の喫煙マナーの向上のための
- ⊕第5条 事業者及び公共的団体（以下「事業者等」という。）は、事業活動等に当たっては、その社会的責任を自覚し、周辺住民等のため自己の施設及びその周辺を清浄にする等、安全で快適なまちの実現に資するため必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 事業者等は、前項の責務について、従業員等その事業活動等に従事する者に周知しなければならない。
 - 3 事業者等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

(その他の責務)

新 (土地所有者等の責務)

- 第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等が捨てられないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。

⊕ 関係行政機関の責務)

- 第6条 関係行政機関は、区の安全で快適なまちづくりの諸施策に協力するものとする。

《条例ができるまでの流れ》

条例案の作成に着手したのは、平成13年6月でした。区役所内に検討組織（主に課長級）を設置して内容を固める一方、所轄警察や東京検察庁との協議を重ねていきました。

その後、平成14年2月には条例の骨子案を発表し、区議会で審議されました。区のホームページにも骨子案を掲載し、非常に多くの方から意見が寄せられました。

また、各地域団体、商店会などと意見交換を行い、様々な角度から検討を加えていきました。

そして、平成14年6月24日、第2回区議会定例会で条例が可決、成立しました。

【参考事例】

普及啓発活動等(主なもの)

(1) イベント・キャンペーン

① 条例スタートのプレイベント

- ・ 駅周辺で実施し、条例にちなんだ標語・ポスター入選者表彰、タバコの着きぐるみを着た「タバコ隊」のパレードなどにより、条例を広くPRする。

② 街頭キャンペーン

- ・ 来街者等へのチラシやティッシュ配布などにより、周知や理解と協力を呼びかける。
- ・ キャンペーン隊(業者委託)によるPRアナウンス、啓発物品等配付、アンケート調査、街頭清掃等
- ・ 区全庁職員、「環境美化・浄化推進団体」によるキャンペーンを当初より定期的に実施中
- ・ 宣伝車によるPR(平成17年8月以降行い、引続き区公用車・宣伝車を業務での使用と併用し月～金曜日実施)

③ 周知・啓発用品の作成(概数)・配布等

- ・ チラシ・ポスター(8種類)・啓発ティッシュ(各410,000枚、53,000枚、300,000個)
- ・ うちわ・花の種、綿棒などの啓発品(各7,000枚10,000個プレイベントにて配布)等
- ☆このうちポスターは、区内各指定地区を区役所の全職場が分担し、各家庭や商店、行政機関、事業所等をくまなく回って掲示依頼をする「ローラー作戦」により配布している。また、区内転入者全員にチラシを配付している。

(2) 来街者への周知(標示設置・アナウンスの実施等)

- ・ 路面標示：路上禁煙地区など4種類(ペイント約2,000、特殊シート約400、ブロック約700カ所)
- ・ 立て看板：案内地図付や路上禁煙地区標示など計6種類(約600基)
- ・ ステッカー標示：街路灯や建物の壁面等に貼付、計2種類(20,000枚)
- ・ 宣伝アナウンス：区の防災無線設備を利用し、1日に3回放送
- ・ 街頭宣伝アナウンス：専用スピーカーを計21箇所に設置、20分おきに2回ずつ放送
- ・ 区庁舎、横断歩道、商店街アーケード等への懸垂幕、横断幕の掲出

(3) その他の普及啓発活動

- ・ 新聞広告(・・・新聞平成17年8月・・・日) ・新聞折込み広告(全戸配布：1回)
- ・ 電車で吊り広告(平成17年・・・日、・・・日：JR在来11路線の全便全車両計210枚)
- ・ 街頭の大型マルチビジョンによる宣伝(平成17年12月～18年3月)
- ・ 広報しんじゅく臨時号の発行(2回) ・専用ホームページの開設(平成17年・・・月)

- ・新成人、大学新入生、新入社員への呼びかけ、工事現場でのポスター掲出依頼 など
- (4) 他団体との協力協定の締結
生活環境条例の徹底と普及・啓発を目的として企業や業界団体との間に協力協定を締結しています。
- (5) 条例遵守確認書の提出
区への建築確認や飲食業営業許可など各種許認可申請等の提出時、あるいは工事・委託請負契約手続き等の際に、相手方から「生活環境条例遵守確認書」の提出を求め条例遵守や関係者への周知徹底をお願いしています。(平成 年 月から実施)